

令和 7 年 10 月 20 日

神奈川県高津県税事務所

1 公売に付されている財産は、軽自動車です。

自動車及び付属書類等は、高津県税事務所が差し押さえたものです。

2 入札は、次のとおり行います。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 入札受付時間 | 令和 7 年 10 月 20 日 午後 1 時 00 分から 1 時 40 分 |
| (2) 入札時間 | 令和 7 年 10 月 20 日 午後 1 時 20 分から 1 時 40 分 |
| (3) 開札時刻 | 令和 7 年 10 月 20 日 午後 1 時 45 分 |
| (4) 売却決定 | 令和 7 年 10 月 20 日 午前 1 時 55 分 |
| (5) 買受代金納付期限 | 令和 7 年 10 月 20 日 午後 2 時 40 分 |

3 公売財産は、買受人に制限があります。

公売に付されている財産は、財産を所有する又はしていた滞納者及び、税務職員は直接、間接を問わず買受人になることができません。

個人で入札に参加しようとする場合は、身分証明書、運転免許証等により、法人の場合は印鑑証明書又は商業登記簿謄本などにより確認を行います。

また、適正な公売を妨げた者は 2 年間、本県が開催する全ての公売会場に立ち入ることや入札に参加することができません。

4 公売は、入札により行います。

- (1) 入札は、「財産明細」に記載されている財産の内容を確認したうえで入札書により入札してください。
- (2) 同一人が同一の売却区分の物件について、複数の入札書を提出した場合には、その入札書はいずれも無効となります。
- (3) **入札書には字体を鮮明に記載してください。字及び数字を訂正または抹消すると、その入札書は無効となります**ので、書き損じた場合は、新たな入札書を使用してください。入札書は保証金窓口でお渡しします。
- (4) **入札書の「入札価額」欄の記入にあたっては、入札価額の頭部（金額の左側）に「¥」記号を記入してください。「¥」記号の記入がない場合は無効とします。**
- (5) 入札書には、個人にあつては住民登録上の住所、氏名、連絡先を、法人にあつては商業登記上の住所地、商号、連絡先を記載してください。また、代理人が入札するときは、入札者の氏名、住所、連絡先のほかに代理人の氏名、連絡先も記載してください。

- (6) 一度入札箱に投函した入札書は、入札時間内であっても引換え、変更又は取消しすることができません。
- (7) 代理人が入札する場合は、入札に先立って代理権限を証する委任状を提出してください。
- (8) 入札書に記載する入札価額には、消費税・地方消費税に相当する金額を含めて記載してください。

5 最高価額の入札者を最高価申込者に決定します。

- (1) 公売財産の売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額である入札者を最高価申込者と決定します。
- (2) 最高価申込者がいない場合は、再度入札を行い、最高価申込者を決定することがあります。
- (3) 最高価申込者となるべき者が複数いる場合は、その入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。この場合、当初の入札価額以上の価額で入札しなければなりません。

6 最高価申込者に対して、直ちに売却決定をします。

- (1) 売却決定する金額は入札価額とします。
- (2) 次に該当するときは、売却決定を取り消します。
 - ア 買受代金の納付前に、滞納税金の納付が証明されたとき。
 - イ 売却決定を受けた買受人が、買受代金納付期限までに買受代金を納付しないとき。
- (3) 売却決定を受けた買受人が、買受代金納付期限までに買受代金を納付した場合、売却決定通知書をお渡しします。

7 公売保証金の返還について

最高価申込者以外の方からお預かりした公売保証金は、この公売終了後、お手持ちの預かり証と引き換えに受付にてお返しします。預かり証は公売終了まで大切に保管してください。

8 滞納県税が納付されたときなど、次の事由が生じたときは、公売を中止することがあります。

- (1) 滞納している税金等が納付等により消滅したとき。
- (2) 納税の猶予の申出があり、これが承認されたとき。
- (3) 公売通知書が送達されていないとき。
- (4) その他公売を中止することが適当と認められるとき。

9 公売財産の権利移転は、売却決定後買受代金を納付したときです。

買受代金納付後は、買受人の所有となります。これ以降、財産のき損、焼失等による損害はすべて買受人の負担となります。

10 権利移転の登記又は登録にかかる届出は、当県税事務所職員が行います。

公売に付された財産が、法令などにより登記もしくは登録を義務付けている場合、売却決定による所有権の移転にかかる登記及び届出は、国税徴収法の定めにより、執行機関が行わなければならないとされています。

また、この登記及び届出に要する費用などは買受人の負担となります。必要書類及び移転登記の時期については、担当職員と打ち合わせ、手続きの関係上速やかに手続きを完了できるようにしてください。

11 当該財産を買い受けた場合、インボイスの交付が可能です。

インボイスの交付を希望する場合は、担当者にお申し出ください。

なお、当該財産の所有者が適格請求書発行事業者であることを確認した日（令和7年9月10日）以降に適格請求書発行事業者の登録の取消し等が行われた場合は交付できません。

12 買い受けた財産は、10月21日以降受け取ることが出来ます。

- (1) 公売財産は、自動車税管理事務所(横浜市南区弘明寺町 31)に保管してあります。担当者と調整のうえ財産の引渡しを10月30日までに受けてください。
- (2) 買い受けた財産の引渡しは、原則として保管場所での引渡しとなりますが、陸送による引渡しを希望される場合には指図指定人及び陸送業者等による移送となり、運送料等は買受人の負担になります。

13 御不明な点についてはお問合せください。

その他、公売財産の現状や、財産の詳細など御不明な点がございましたら、担当者までお問い合わせください。

14 神奈川県及び現所有者は、公売物件の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。公売物件は、落札者が買受代金を納付した時点の状況で引き渡します。